

平成24年度統合リゾート検討事業  
報 告 書

平成25年3月

沖 縄 県



## 序章 業務概要

1. 業務概要 .....	1
---------------	---

## 第1章 統合リゾート可能性調査

1. 統合リゾートについての論点整理 .....	3
(1) 統合リゾート（IR）導入にかかる前提 .....	4
(2) 沖縄県に及ぼす効果 .....	12
(3) 統合リゾート導入における可能性 .....	16
(4) 統合リゾート導入に伴う懸念事項 .....	21
2. 事業者の視点から見たビジネスの可能性 .....	24
(1) 交通アクセス .....	24
(2) 独自の観光資源 .....	25
(3) 統合リゾート開発の動きの活発化 .....	27
(4) 満足度の高いサービスを提供するための人材 .....	29
(5) 税率 .....	30
(6) 投資回収期間 .....	31
3. ギャンブル依存問題に関する情報収集 .....	39
(1) 国内におけるギャンブル依存問題について .....	39
(2) 日本のギャンブリングと国民の参加状況 .....	42
(3) ギャンブリング問題の考え方 .....	46
(4) カジノとギャンブリング関連問題 .....	53

## 第2章 海外事例追跡調査

1. 海外事例の動向	
(1) 主要カジノ保有地域等の統計の整理 .....	59
1) ラスベガス .....	59
2) マカオ .....	61
3) シンガポール .....	63
4) 江原道（カンウォンド：韓国） .....	65
5) クイーンズランド（豪州） .....	66
6) スペイン（データ等は欧州主要国比較） .....	67
(2) カジノ運営会社 .....	71

2. 欧州カジノ事例調査	
1) 目的と概要.....	76
2) 視察カジノ施設配置図.....	77
3) ビスカヤ県・バスク自治州部.....	78
4) サン・セバスティアン部.....	94
5) バレアレス諸島部.....	99
6) スペイン.....	107
7) モナコ.....	113

### 第3章 セミナーおよびシンポジウムの開催

1. セミナー開催内容について.....	121
(1) 開催の趣旨と目的.....	121
(2) 開催概要.....	121
(3) 議事録.....	123
(4) アンケート結果.....	132
(5) セミナー写真.....	140
2. シンポジウム開催内容について.....	141
(1) 開催の趣旨と目的.....	141
(2) 開催概要.....	141
(3) 議事録.....	144
(4) アンケート結果.....	160
(5) シンポジウム写真.....	174

### 資料編

1. セミナーおよびシンポジウムに係る資料.....	資 1
(1) セミナー関係資料.....	資 1
(2) シンポジウム関係資料.....	資 13

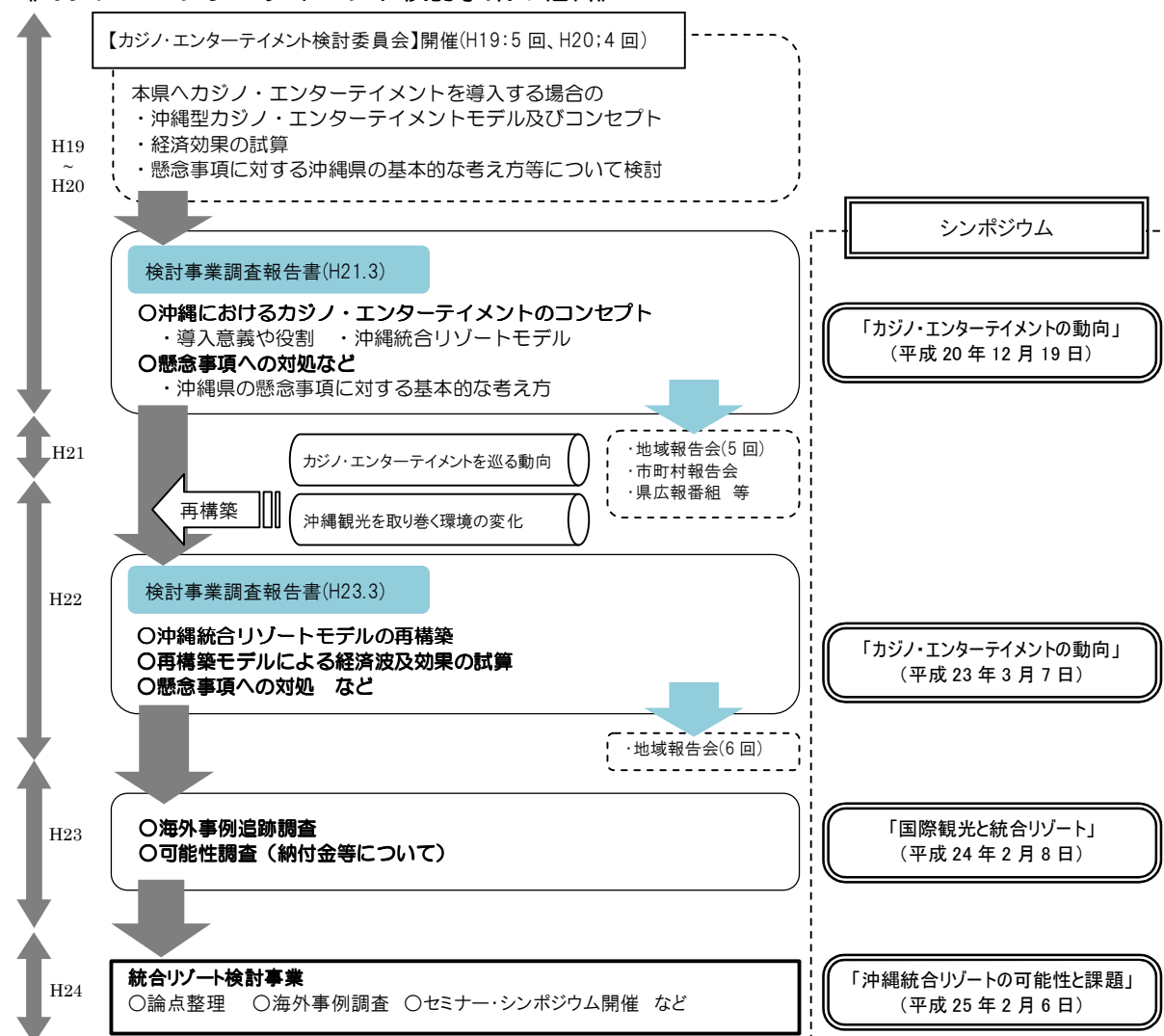
## 序章 業務概要

### 1. 業務概要

沖縄県では、平成 19 年度から平成 20 年度までの間、カジノ・エンターテインメント検討委員会を設置し、本県へカジノ・エンターテインメントを導入する場合の課題、対応策等について検討を重ね、沖縄型カジノ・エンターテインメントモデル（「沖縄統合リゾートモデル」）、その経済効果の試算やカジノ導入に伴う懸念事項に対する沖縄県の基本的な考え方などについて整理を行ってきた。平成 22 年度には「沖縄統合リゾートモデル」の再構築等を行い、平成 23 年度にはそのモデルの検証を行うとともに、国内における「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律案」の動向や、沖縄統合リゾートモデルの内容等について県民の理解を深めるため、地域説明会やシンポジウムを開催した。

今年度は、平成 23 年度の地域説明会等における県民からの質問、統合リゾートを巡る最近の動向などを踏まえつつ、事業者の視点からみたビジネス可能性やギャンブル依存問題に関する情報も含め、統合リゾートにかかる論点整理を行った。また、県民議論を促すための情報提供の場として、統合リゾートをテーマとしたセミナー、シンポジウムを開催した。

#### 《カジノ・エンターテインメント検討事業の経緯》





# 第1章 統合リゾート可能性調査

## 1. 統合リゾートについての論点整理

論 点	肯定的な意見	慎重な意見
(1) 統合リゾート(IR)導入にかかる前提		
① なぜ導入を検討しているのか	<p>&lt;政策適合性&gt;                      沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で、世界水準の観光リゾート地形成を目指し統合リゾート施設の導入に向けた検討を行う旨記されている。</p> <p>&lt;観光振興など多くの効果が期待できる&gt;                      統合リゾート導入により、外国人観光客数の増加や平均滞在日数の延伸など、沖縄観光が抱える課題の解決につながる事が期待される。</p>	<p>&lt;統合リゾート導入の必然性に欠ける&gt;                      地理的優位性・自然環境・歴史・文化等を活用し世界水準の観光リゾート地形成を目指すべきである。</p> <p>&lt;カジノ抜きの統合リゾート検討案&gt;                      現在違法であるカジノを合法化してまで導入を検討する必要はない。カジノ抜きの統合リゾートを検討すべき。</p>
② 導入に向けた動き	<p>&lt;カジノ合法化に向けた動き&gt;                      12月の政権交代を受け、カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律の制定に向けた動きが加速する可能性がある。</p> <p>&lt;MICE施設整備の必要性と併せて議論されるカジノ&gt;                      集客力はあるが収益均衡が困難なMICE施設と収益性の高いカジノ施設の一体的整備が検討されている。</p>	<p>&lt;県民のコンセンサス&gt;                      統合リゾートの導入については、県民のコンセンサスが不可欠である。</p> <p>&lt;統合リゾート導入に向けた他自治体等の動向&gt;                      他の自治体において統合リゾート導入に向けた動きがあるのか。</p>
(2) 沖縄県に及ぼす影響		
① 沖縄観光振興への寄与	<p>&lt;世界水準の観光リゾート形成に向けたランドマークになりうる&gt;                      統合リゾートは、海外で多くの導入事例があり、世界水準のリゾート地としてのランドマークとなりうる。</p> <p>&lt;新規観光客の獲得に有用である&gt;                      これまで県内になかったカジノやMICE、エンターテインメント施設などが導入されることで、これまで沖縄を訪れていなかった層を取り込むことができる。</p>	<p>&lt;ファミリーリゾートとしてのイメージダウン&gt;                      「キャンブル」のマイナスイメージが先行し、沖縄の健全なファミリーリゾートとしてのイメージに悪影響を与える可能性がある。</p> <p>&lt;修学旅行生、リポーター等に与える影響&gt;                      現在の沖縄観光を支えている修学旅行生やリポーターの数が、統合リゾート導入に伴い減少するのではないか。</p> <p>&lt;沖縄の景観や文化を損ねるおそれ&gt;                      まちづくりの観点から、沖縄らしい景観との整合が図れるか。</p>
② 経済効果	<p>&lt;大きな経済効果が期待できる&gt;                      統合リゾートを導入した地域では、財政等の面において、直接的、間接的に大きな経済効果を及ぼしている。</p> <p>&lt;沖縄統合リゾートモデルにおける経済効果&gt;                      県内における経済効果について、沖縄統合リゾートモデルに基づく試算を行っている。</p>	<p>&lt;試算どおりの効果が期待できるのか&gt;                      県の試算どおりの経済効果、雇用効果が生まれるのか疑問。</p> <p>&lt;機能集約に伴う周辺産業への影響&gt;                      統合リゾート内にあらゆる機能を集約させることによる周辺の産業への影響が懸念される。</p>
(3) 統合リゾート導入における可能性		
① ビジネスとしての可能性はあるか	<p>&lt;海洋リゾート地におけるカジノの実例&gt;                      海に囲まれたリゾート地におけるカジノとして、マヨルカ島などの先行事例がある。</p> <p>&lt;事業者の声&gt;                      沖縄における統合リゾートの可能性について、実際に投資・運営を行う事業者による意見を聞くことができた。</p>	<p>&lt;事業者の沖縄への進出意向&gt;                      県の考える具体的な案を示し、事業者に対し沖縄への進出意向について聴取する必要がある。</p> <p>&lt;沖縄統合リゾートの採算性&gt;                      市場規模等の観点から、採算性の面で厳しいのではないかと。</p> <p>&lt;国内における大都市型統合リゾートとの競合&gt;                      市場規模の大きい大都市圏に統合リゾートができた場合、対抗できないのではないかと。</p>
② アジア他施設との競合は可能か	<p>&lt;独自性ある統合リゾートの検討&gt;                      沖縄のIRの独自性を確立することが重要である。他国と比べて安全・安心に楽しめるといった利点もある。</p>	<p>&lt;先行地域の規模を上回るものでなければならない&gt;                      先行地域の統合リゾートより大規模な開発を行わなければ競合できないのではないかと。</p> <p>&lt;受入体制の整備&gt;                      新規観光客を十分に受け入れるだけの体制が整っていない。</p>
(4) 統合リゾート導入に伴う懸念事項		
① ギャンブル依存問題	<p>&lt;海外事例を参考としたリスク対策&gt;                      ギャンブルへの過度ののめり込みを防ぐため、海外事例などを参考にリスク対策を行う。</p> <p>&lt;ギャンブル問題の影響は限定的&gt;                      カジノ導入に伴うギャンブル問題について、長期的な影響は限定的であると考えられる。</p>	<p>&lt;ギャンブル問題の拡大への懸念&gt;                      カジノ導入に伴い新たにギャンブル依存に陥るケースが懸念される。</p> <p>&lt;県民のカジノ施設への入場規制&gt;                      施設周辺の住民による過度ののめり込みのおそれがある。</p>
② その他の懸念事項	<p>&lt;合法化することによる法的対策の実施&gt;                      統合リゾート導入にかかる法整備が行われるなかで、懸念事項への対策について法的な措置を取ることが可能となると考えられる。</p>	<p>&lt;青少年への悪影響&gt;                      青少年のカジノ施設への入場、ギャンブルへの関心の高まり、学習意欲の減退などの問題が生じるおそれがある。</p> <p>&lt;暴力団等組織悪介入への懸念&gt;                      反社会的団体入場、マネーロンダリングなどの恐れがある。</p> <p>&lt;周辺地域に及ぼす影響&gt;                      騒音や風紀の乱れ、教育環境等への影響が心配される。</p>

## (1) 統合リゾート (IR) 導入にかかる前提

### (1)－① なぜ導入を検討しているのか

#### 肯定的な意見

##### □ 政策適合性

- 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画における位置づけ

沖縄県が今後の県勢発展の方向性を明らかにした「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」(平成 24 年 5 月 15 日決定)において、以下のとおり統合リゾート (Integrated Resort, IR) 導入に向けた検討を行う旨記されている。

#### 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して

##### (2) 世界水準の観光リゾート地の形成

##### ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立

豊かな自然環境、特色ある島々、独自の歴史・文化、沖縄らしい風景等が醸し出す癒しの雰囲気など、沖縄が持つ様々な資源を活用し、環境共生型観光や文化資源活用型観光、スポーツ・ツーリズム、医療ツーリズムなど、従来の沖縄観光に新たな付加価値を加えた魅力あふれる観光を推進し、世界に誇れる沖縄観光ブランドを形成します。

(中略)

あわせて、エンターテインメントをはじめとした多様な機能を備えた統合リゾート施設の導入に向けた検討を行うほか、沖縄型特定免税店制度の活用促進などショッピングの魅力向上に向けて取り組みます。

(出典)「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」(平成 24 年 5 月沖縄県)

- 時間、天候、季節を問わず楽しめる新たな観光資源と言え、海外からの観光客の増加の面において、有効な手段の一つとして考えられる。

##### □ 観光振興など多くの効果が期待できる

- 統合リゾートの導入により、外国人観光客数の増加や平均滞在日数の延伸など、沖縄観光が抱える課題の解決につながることを期待される。

#### 《沖縄観光の現状(平成 23 年度)と課題》

○ 入域観光客数: 5,528,000 人(対前年度比  $\Delta$ 3.1%)

うち、入域観光客に占める外国客数: 301,400 人(入域観光客全体の約 5.5%)

⇒(課題)観光客数、特に外国客の増加

○ 平均滞在日数: 3.83 日(2泊3日が主流)

⇒(課題)新たな観光資源の創出等に伴う平均滞在日数の延伸

○ リピーター率: 79.4%

⇒(課題)新規旅行者の獲得

○ 観光客一人あたり県内消費額: 68,427 円(対前年度比  $\Delta$ 3.0%)

⇒(課題)新たな観光資源の提供、泊数の延伸等に伴う消費額拡大

(出典)「観光要覧」(平成 24 年 9 月沖縄県)



## 【参考】海外事例におけるIR導入の影響

## ○マカオ

マカオでは19世紀からカジノが開設されてきたが、2006年にマカオ初の統合リゾート(ウイン・マカオ)が開業して以降、次々に統合リゾート開発が進んでいる。30k m<sup>2</sup>ほどの国土の中に35ものカジノが存在する。

マカオにおけるカジノ売上は、落ちることなく右肩上がり成長を続け、2004年にはラスベガス・ストリップを上回り、2012年には380億ドルと世界トップクラスのカジノマーケットとなっている。

・マカオにおけるIR開設前後の観光客、旅行消費額		
	観光客の増加	外国人観光客一人当たり 旅行消費額の増加
2002年(IR開設前)	1,153万人	182ドル(カジノ遊興費を含まず)
2011年(IR開設後)	2,800万人	203ドル(カジノ遊興費を含まず)

(出典)「IRカジノを含む統合型リゾート」(平成24年 カジノ・エンターテインメント研究会)

## ○シンガポール

シンガポールでは、世界の富裕層やファミリー層の取り込みを図るため、IRの開発導入が検討された。2003年経済再生委員会においてIRが検討対象とされ、2005年4月にIR開発計画が閣議決定し、2006年2月にカジノ管理法が国会で可決、2010年には2つのIRがオープンした。

シンガポールでは、マリーナ・ベイ地区とセントーサ島にIRが整備されており、マリーナ・ベイ地区ではMICE誘致をコンセプトにシンボリックなデザインの建築物が建設されており、セントーサ島には、約49haの広がりのある敷地に様々なエンターテインメント施設が配置され、3つのゾーンに6つのホテル、テーマパークやショッピングストリートなど、施設というよりは、一つの街＝リゾートタウンを形成している。

・シンガポールにおけるIR開設前後の観光客、旅行消費額		
	観光客の増加	外国人観光客一人当たり 旅行消費額の増加
2009年(IR開設前)	968万人	1,302シンガポールドル(推計値)
2011年(IR開設後)	1,317万人	1,686シンガポールドル(推計値)

(出典)「IRカジノを含む統合型リゾート」(平成24年 カジノ・エンターテインメント研究会)

- 雇用創出や税収確保の面においても効果があるとされており、県がとりまとめた「沖縄総合リゾートモデル」においては、以下のとおり試算されている。

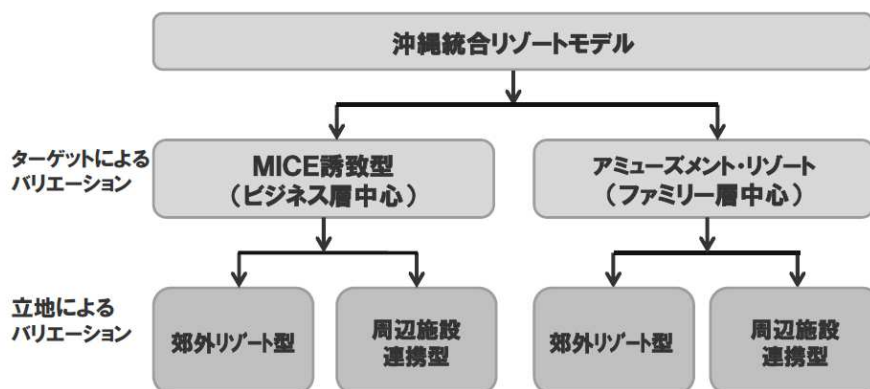
**【沖縄総合リゾートモデル】**

平成 19 年度から 20 年度までの間、カジノ・エンターテインメント検討委員会を設置し、本県へカジノ・エンターテインメントを導入する場合のモデル(＝沖縄総合リゾートモデル)及びコンセプト、経済効果の試算、懸念事項に対する県の基本的な考え方などについて整理を行った。

その後、沖縄観光を取り巻く環境の変化やカジノ・エンターテインメントを巡る動向を踏まえ、平成 22 年度に沖縄総合リゾートモデル等について改めて整理したところである。

平成 22 年度においては、沖縄総合リゾートモデルをターゲット層や立地により4つのバリエーションに分け、それぞれの経済効果の試算を行っている。地方公共団体がカジノ収益より徴収することができる納付金(特定地方公共団体賦課金)が 20～48 億円、県税・市町村税収入は 15～31 億円と見込まれている。また、雇用誘発効果は、30,932～53,619 人と見込まれている(p7～8参照)。

沖縄総合リゾートモデルの4バリエーション概略図



郊外リゾート型 : 比較的既存施設が周辺に少ない地域で、総合リゾート内に多様な機能を有し、施設内で滞在や消費を促す。

周辺施設連携型 : 比較的既存施設が周辺に立地する地域で、周辺の既存施設と連携して経済波及を促す。

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテインメント検討事業報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)

図表 沖縄統合リゾートモデルの試算結果(総括 1/2)

事業規模	H20モデル	MICE誘致型		アミューズメント・リゾート	
		①郊外リゾート型	②周辺施設連携型	③郊外リゾート型	④周辺施設連携型
オープン時期(仮定)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成32年 (2020年)	平成32年 (2020年)	平成32年 (2020年)
沖縄県観光客数(県外客数)	10,100,000人	7,960,000人	7,960,000人	7,960,000人	7,960,000人
沖縄統合リゾート来訪者数(県内容含む)	6,700,000人	4,900,000人	4,900,000人	4,900,000人	4,900,000人
敷地面積	600,000㎡	330,000㎡	260,000㎡	430,000㎡	210,000㎡
延べ床面積	771,000㎡	243,000㎡	231,000㎡	358,000㎡	261,000㎡
概算事業費	3,200億円	1,067億円	971億円	1,615億円	1,061億円
滞在機能客室数	5,000室	2,600室	1,000室	2,000室	1,000室
沖縄統合リゾート直接雇用者数	13,000人	7,000人	4,200人	9,100人	6,100人

統合リゾート売上計	2,102億円	1,191億円	772億円	1,392億円	977億円
カジノ事業売上①	995億円	480億円	320億円	202億円	202億円
カジノ事業費用計②	455億円	264億円	176億円	112億円	112億円
カジノ管理機構賦課金 等	4億円	2億円	2億円	2億円	2億円
国への納付金(カジノ税)	50億円	14億円	10億円	6億円	6億円
依存症(問題)賦課金	—	5億円	3億円	2億円	2億円
特定地方公共団体賦課金	—	48億円	32億円	20億円	20億円
懸念事項縮小施策	—	0億円	0億円	0億円	0億円
運営経費(原価、人件費、維持管理等)	398億円	192億円	128億円	81億円	81億円
減価償却	3億円	2億円	1.0億円	1.0億円	1.0億円
租税公課※1	1億円	0.5億円	0.3億円	0.2億円	0.2億円
カジノ事業収益(①-②)③	540億円	216億円	144億円	90億円	90億円
民間事業者への収益分配	270億円	—	—	—	—
カジノ外事業売上④	1,107億円	711億円	452億円	1,190億円	775億円
カジノ外事業費用⑤※2	1,039億円	703億円	489億円	1,075億円	726億円
カジノ外事業収益(④-⑤)⑥	68億円	8億円	▲ 37億円	114億円	49億円
統合リゾート全体収益	607億円	224億円	107億円	204億円	138億円

地方自治体等の収入	収益の分配	特定地方公共団体賦課金			
(分配) 県	135億円	48億円	32億円	20億円	20億円
(分配) 市町村(※)	135億円				

※試算を簡易なものとするため、1団体と仮定

(注) 数値は四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の値と一致しない場合がある。

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテインメント検討事業報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)

図表 沖縄統合リゾートモデルの試算結果(総括 2/2)

事業規模	H20モデル	MICE誘致型		アミューズメント・リゾート	
		①郊外リゾート型	②周辺施設連携型	③郊外リゾート型	④周辺施設連携型
税金 ※3					
特定地方公共団体賦課金	—	48億円	32億円	20億円	20億円
うち懸念事項対策	20%	9.6億円	6.4億円	4.0億円	4.0億円
うち地域振興支援	20%	9.6億円	6.4億円	4.0億円	4.0億円
うち環境共生支援	20%	9.6億円	6.4億円	4.0億円	4.0億円
その他	40%	19.2億円	12.8億円	8.1億円	8.1億円
国税 法人税	101億円	67億円	32億円	61億円	42億円
県税 法人事業税	29億円	19億円	9億円	16億円	12億円
法人県民税	6億円	4億円	2億円	4億円	2億円
市町村 法人市町村民税	12億円	8億円	4億円	8億円	5億円
税金計	149億円	98億円	47億円	88億円	61億円

経済波及効果の試算					
波及源泉の規模	5,302億円	2,258億円	1,743億円	3,007億円	2,038億円
建設費	3,200億円	1,067億円	971億円	1,615億円	1,061億円
売上(カジノ事業)	995億円	480億円	320億円	202億円	202億円
売上(カジノ外事業)	1,107億円	711億円	452億円	1,190億円	775億円
生産誘発効果(1次+2次)	3,672億円	1,630億円	1,273億円	2,190億円	1,481億円
建設効果	2,173億円	824億円	750億円	1,248億円	820億円
運営効果(カジノ事業)	710億円	325億円	217億円	137億円	137億円
運営効果(カジノ外事業)	790億円	481億円	306億円	805億円	525億円
生産誘発効果(波及源泉+1次+2次)	8,974億円	3,888億円	3,016億円	5,197億円	3,519億円
建設効果	5,373億円	1,891億円	1,721億円	2,863億円	1,881億円
運営効果(カジノ事業)	1,705億円	805億円	537億円	339億円	339億円
運営効果(カジノ外事業)	1,897億円	1,192億円	758億円	1,995億円	1,300億円
雇用誘発効果	77,058人	40,880人	30,932人	53,619人	36,483人
建設効果	46,464人	16,933人	15,410人	25,630人	16,838人
運営効果(カジノ事業)	14,479人	9,651人	6,434人	4,062人	4,062人
運営効果(カジノ外事業)	16,115人	14,296人	9,088人	23,927人	15,583人

(注) 数値は 四捨五入により表示しているため、各数値の合計値は、合計の値と一致しない場合がある。

※1 租税公課は、固定資産税、償却資産税とした。カジノ外事業の租税公課は「カジノ外事業費用⑤」に含まれる。

※2 カジノ外事業費用は、原価、人件費、一般管理費、減価償却、租税公課、土地賃料、支払利息等である。

※3 税金の算定にあたっては、特定民間事業者は開業1年後、資本金の額が100億円、従業者数50人超と仮定した。

税金の項目全てを算出するのは困難であり、ここに示される税金額は法人にかかる税金のみである。

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテイメント検討事業報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)

**慎重な意見**

## □ 統合リゾート導入の必然性に欠ける

- ・ 沖縄がもつ地理的優位性や豊かな自然環境、独自の歴史・文化等により世界水準の観光リゾート地形成を目指すべきであり、統合リゾート誘致を優先的に進める必然性に乏しい。

⇒統合リゾートの検討は世界水準の観光リゾート地形成のための選択肢の一つとして検討している（p4参照）。

⇒沖縄統合リゾートモデルのコンセプトとして、海の魅力を活かすこと、多様な観光メニューを創出すること、沖縄の風土に根ざすことなどが謳われており、沖縄の特性を活用したリゾート施設の導入を検討している。

≪沖縄統合リゾートモデルのコンセプト≫

- ①沖縄の海を活かした「遊び」や「癒し」を、季節や天候を問わず提供する国際的海洋性リゾートを創造する。
- ②国際交流の場として、コンベンション機能の充実や多様なエンターテイメントを導入し、ビジネスからファミリーまで、多様な顧客層に、充実した時間を提供する複合型リゾートを創造する。
- ③沖縄の気候・風土に根ざし、自然環境や社会・文化に調和したリゾート空間を形成する。

(出典)「平成22年度カジノ・エンターテイメント検討事業調査報告書」(平成23年3月沖縄県)

## □ カジノ抜きの統合リゾート検討案

- ・ カジノについては、刑法の賭博罪等が成立しうることから、その導入にあたっては刑法の違法性を阻却（そきやく）する法律を新たに制定しなければならない。
- ・ カジノ抜きの統合リゾート導入を検討するのが適当ではないか。

⇒いわゆる「統合リゾート」については、法案において「特定複合観光施設」として規定されており、その定義上カジノ施設を含まないものは想定されていない。

特定複合観光施設区域の整備に関する法律案  
(定義)

第2条 この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設（別に法律で定めるところにより第十一条のカジノ管理委員会の認可を受けた民間事業者により特定複合観光施設区域において設置及び運営されるものに限る。以下同じ。）及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

2 この法律において「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、別に法律で定めるところにより地方公共団体の申請に基づき主務大臣の認定を受けた区域をいう。

(出典)国際観光産業議員連盟第17回総会資料

## 【参考】刑法（抜粋）

## 第23章 賭博及び富くじに関する罪

## (賭博)

第185条 賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

## (常習賭博及び賭博場開張等凶利)

第186条 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

(1)－②導入に向けた動き

**肯定的な意見**

□ カジノ合法化に向けた動き

- ・ カジノを含む統合リゾートの導入にあたっては、カジノが合法化され、統合リゾート整備について法制化される必要があるが、平成24年12月の衆議院議員総選挙による政権交代を受け、今後推進法案上程の動きが加速する可能性がある。

《カジノ合法化に向けた最近の主な動向》

- 超党派の国会議員連盟(IR議連)において、観光振興、地域経済の活性化、雇用の創出等を図るため、「カジノを合法化し統合リゾートを導入する法律」の制定に向けた検討が進められてきた。
- 議連において検討されてきた、統合リゾート整備のための法制化の具体的方向性は、
  - ・まず、統合リゾートに関する検討組織の設置や法制上の措置を政府に義務付ける「推進法」を議員立法で制定し、
  - ・推進法の制定後、カジノを合法化し統合リゾートを導入する「実施法」にあたる法を政府において制定する、という2段階によるものである。
- 推進法案については、平成24年通常国会での上程が見送られ、現在も上程には至っていない。
- IR議連の総会についても、平成24年8月以降開催されていないが、平成25年2月20日には、日本維新の会内部で議員連盟の設立総会を開催するなどの動きを見せている。

□ M I C E 施設整備の必要性和併せて議論されるカジノ

衆議院予算委員会での内閣総理大臣の発言(2013.03.08)

○鈴木(克)委員の質問(一部抜粋し表記)

- ・日本の展示会場は世界で六十八番目。成長戦略の一つとして、展示会場の大きなものをつくっていくことが必要。
- ・成長戦略の一つとしてのカジノ。日本もそろそろカジノを解禁し、民間業者に展示会場の一角にカジノをつくってもらうのがよい。

○安倍内閣総理大臣(一部抜粋し表記)

- ・安倍政権としては、世界から投資を呼び込んでくる、あるいは、世界からいろいろな方々がビジネスチャンスを求めて日本にやってきて、その中において日本は日本の商品、製品を紹介する、そういう場をつくっていききたい、まさに日本をアジアのゲートウエーにしていきたいという観点からいえば、大きな機能的な国際見本市場を日本につくる、重要なことだと思います。
- ・委員のアイデアとして、これにあわせてカジノを併設してつくっていくということですが、お尋ねのように、カジノの導入が産業振興をもたらす得るとの議論があることは承知をしておりますが、一方で、カジノについては、刑法の賭博罪等が成立し得ることや、治安に悪影響を与えかねないことなどの問題点も指摘をされております。
- ・世界においても、シンガポールあるいはマカオが、カジノによって世界からたくさんの人たちを呼び込むことに、あるいは国際会議を誘致することにも成功しているということも承知をしております。
- ・つまり、いろいろな課題もありますが、そういう課題はどのように克服していくべきかということもよく議論をしながら、しかし、私自身は、これはかなりメリットも十分にあるな、こんなように思うところでございます。

(出典)衆議院 会議録より([http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm))

- 単体では収益均衡が困難であるため、通常では公的資金の投下がなければ維持管理が困難な MICE 施設について、カジノ事業による収益があることで、その管理が可能となる。
- MICE 施設利用者が、同敷地内に立地する宿泊施設や飲食・物販施設、エンターテインメント施設を利用することで、稼働率・収益の向上をもたらす効果が期待される。

※ MICE施設 : MICE とは、Meeting(会議・セミナー)、Incentive tour(報奨・研修旅行)、Convention (大会・学会・国際会議)、Exhibition(展示会・見本市)の頭文字を指し、多くの集客交流が見込まれるそれらのビジネスイベントが開催できる施設のこと。

## 慎重な意見

### □ 県民のコンセンサス

- 統合リゾートの導入については、県民のコンセンサスが不可欠である。
- ⇒統合リゾートの導入にあたっては、県民のコンセンサスが必要であるため、国の動向を踏まえつつ、沖縄統合リゾートのコンセプトや効果、ギャンブル依存問題などの懸念事項への対応策などについて更なる検討を行うとともに、シンポジウム等の開催により統合リゾートについて県民へ情報提供を行う必要がある。

### □ 統合リゾート導入に向けた他自治体等の動向

- 統合リゾート整備のための法制化にかかる検討の中において、国内における当該施設の総数を最大 10 ヶ所とし、当面の間、2～3 ヶ所に限定するとの考え方がある。統合リゾートにかかる他自治体の動きは怎么样了なっているか。
- ⇒全国における情報を引き続き収集し、各地域の動きの把握に努めていくとともに、引き続き統合リゾートについて検討を行っていく。

#### 〈主な他自治体等における最近の動向〉

##### 【東京都】

- 平成 25 年 3 月 猪瀬都知事が都議会で「日本にカジノがないのは不自然」という旨の答弁を行い、カジノ合法化の議員立法を国会議員に求めるよう、各党都議に要請(平成 25 年 3 月 13 日 産経新聞より)

##### 【大阪府・市】

- 大阪湾岸の人工島・夢洲(ゆめしま)に、大阪市と共同でカジノを含む統合型リゾートの誘致を検討する考えを明らかにした。(平成 25 年 1 月 9 日 読売新聞)

##### 【千葉県】

- 平成 24 年 5 月、成田空港や周辺の活性化策を考える県の「グレード・アップ『ナリタ』活用戦略会議」の第三回会合において、カジノを含む複合施設の空港周辺への導入に向けた調査結果を報告。経済波及効果は 1 兆 5,000 億円～1 兆 1,000 億円と推計されるなどとした。(平成 24 年 5 月 19 日 東京新聞)

##### 【神奈川県・和歌山県・沖縄県】

- 平成 22 年 5 月、「カジノ・エンターテインメント研究会」を設置(3県の担当課長で構成)
- カジノ合法化に向けた課題や方策等の調査検討 等

【その他民間団体】

- ・北海道、秋田県、宮城県、千葉県、石川県、静岡県、愛知県、徳島県、西九州などにおいて商工会議所や民間団体を中心に、カジノに関する研究や誘致活動を実施（「大阪における統合型リゾート(IR)に関する基本的な考え方について」(平成23年2月16日)大阪エンターテインメント都市構想推進検討会より)

(2) 沖縄県に及ぼす効果

(2)－①沖縄観光振興への寄与

肯定的な意見

- 世界水準の観光リゾート地形成に向けたランドマークになりうる
  - ・他国の事例においても、統合リゾートは観光客誘致に貢献をしており、沖縄県が世界水準の観光リゾート地の形成を目指すというイメージを植えつけるためのシンボルとなりうる。
- 新規観光客の獲得に有用である
  - ・カジノを含む統合リゾートを導入することで、これまで沖縄を訪れていなかった国内外からの新規旅行者層の獲得に加え、新たなリゾート施設の導入に伴う滞在日数の延伸や観光消費額の増大などが期待される。

図表 シンガポールとマカオの IR 導入前後の観光客数

	IR導入前	IR開業後
シンガポール	968万人(2009年)	1,317万人(2011年)
マカオ	1,153万人(2002年)	2,800万人(2011年)

図表 シンガポールとマカオの IR 導入前後の外国人観光客一人当たり旅行消費額

	IR導入前	IR開業後
シンガポール(※1)	1,302ドル(2009年)	1,686ドル(2011年)
マカオ(※2)	182ドル(2002年)	203ドル(2011年)

※1 旅行消費額をインバウンド数で割った推計値

※2 カジノ遊興費を含まない額

(出典)「IR カジノを含む統合型リゾート」(平成24年 カジノ・エンターテインメント研究会)

慎重な意見

- ファミリーリゾートとしてのイメージダウン
  - ・我が国においては、「ゲーミング」(ギャンブル性を持った娯楽を包括した呼称)という用語が十分に普及しておらず、賭博・博打・投機といった「ギャンブル」のマイナスイメージが先行する傾向がある。



- そのため、ゲーミング施設を誘致すると、沖縄県の健全なファミリーリゾートとしてのイメージに悪影響を与える可能性がある。
- ⇒カジノを含む統合リゾートについて、海外の先行事例なども参考にしながら正しい情報を継続的に提供していく必要がある。
- カジノは世界 100 を超える国々において合法である。日本を除く G 8 各国（フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、ロシア）においては合法であり、また、2010 年時点の入国者数トップ 10 の国々（フランス、アメリカ、中国（マカオ、香港を除く）、スペイン、イタリア、英国、トルコ、ドイツ、マレーシア、メキシコ）においても、中国を除くすべての国にカジノが存在する。
  - 統合リゾートは、多様なニーズに対応するための複合型リゾート施設であり、単体型のカジノ施設とは異なる。
  - 海外の事例では、統合リゾート全体の延床面積に占めるカジノ施設の割合は小さく（シンガポールの IR の場合、全体に占める面積割合 3～5%）、また、入場口までの客動線については、青少年等の目に触れにくいよう配慮されている。
  - 現在国で検討されている法案の中では、統合リゾートの開発区域ごとにカジノの運営ライセンスを与えられるのは 1 事業者と考えられ、県内にカジノ施設が乱立するということはない。

など

⇒マイナスイメージが先行しやすい状況のなか、こうした情報を観光客となりうる県外の人々に向け効果的に発信することが求められるが、どのような発信方法が適当であるか、今後検討する必要がある。

#### □ 修学旅行生、リピーター等に与える影響

- 現在の沖縄観光を支えている修学旅行生やリピーターの数が、統合リゾート導入に伴い減少するのではないか。
- ⇒修学旅行生やリピーターが、観光地としての沖縄県に求める要素を活用した統合リゾートを目指す必要がある。

#### 【参考】

統合リゾートを導入したシンガポールへの修学旅行の数をみると、3 年間で 0.3% 減となっている。2 年データのため詳細なことはいえないが、IR 導入がシンガポールへの修学旅行を大きく減少させたとは必ずしも言えないのではないか。

	H20(IR導入前)	H23(IR導入後)
シンガポールへの修学旅行実施校数	161	139
外国への修学旅行実施校数	1,357	1,203
全校に占めるシンガポール訪問校割合	11.9%	11.6%

(出典)「平成 20 年度高等学校等における国際交流等の状況について」「平成 23 年度高等学校等における国際交流等の状況について」文部科学省

([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/25/04/1332931.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/1332931.htm))

□ 沖縄の景観や文化を損ねるおそれ

- まちづくりの観点から、沖縄らしい景観との整合が図れるか。
- ⇒沖縄統合リゾートモデルのコンセプト（p8参照）にもあるように、青い海・空、伝統文化などの魅力は、沖縄の優位性としてリゾートの重要なテーマになるものと考えている。
- また、平成22年度の沖縄統合リゾートモデル構築時における基本的な考え方として、地域社会への責任と貢献を掲げている。

【沖縄統合リゾートモデルの再構築にあたっての基本的な考え方】

◆沖縄統合リゾートを核とした地域社会への責任と貢献

- 国や県の新たな将来ビジョンの実現に資する
- 懸念事項、環境問題等に対する機能・事業を導入する
- 環境共生型社会の形成に資する

(出典)「平成22年度カジノ・エンターテイメント検討事業調査報告書」(平成23年3月沖縄県)

(2)－② 経済効果

肯定的な意見

□ 大きな経済効果が期待できる

- 海外事例によると、統合リゾートは、生産、雇用及び財政等の面において、直接的・間接的に大きな経済効果を及ぼしている。  
特に以下の項目が期待できる。
- I) 施設整備に伴う初期投資(建物、設備)及びそのメンテナンス、再投資(投資規模更新等)
- II) 各導入機能における雇用の創出
- III) 自治体収入の拡大とこれに伴う一般財源への補填又は特定財源の創出

≪主な海外事例≫

- シンガポールでは、2010年に2つのIR(リゾート・ワールド・セントーサ、マリーナ・ベイ・サンズ)が開業した。この2つのIRは、予想以上に大きな経済効果を上げている。2011年2月に貿易産業省(MTI)が発表したエコノミック・サーベイによると、2つのIRは2010年第1～3四半期で、GDPの1.7%に当たる37億ドルの経済効果と3万300人の新規雇用を生み出した。(ジェットロ世界貿易投資報告(2011年版))
- マカオ政府は、2011年の失業率が2.5%と前の年から0.3ポイント低下したと発表した。1999年のポルトガルから中国への返還後で最も低く、現行の集計方法に改めた96年以降でも最低。マカオは主力のカジノ産業の収入が急増しており、11年7～9月期まで2桁の経済成長が8四半期続いている。「カジノ景気」が新たな雇用機会を創出している。特にカジノを中心とする賭博業とホテル業での雇用の増加が顕著になっている。マカオの11年のカジノ収入は2678億6700万パタカ(約2兆6千億円)と前の年から42%増えた。年間1600万人を超えた中国本土からの来訪者がそれを支えた。域内総生産(GDP)の実質伸び率は7～9月期に前年同期比で21.1%と、四半期ベ-

スでの2桁成長は丸2年に及んでいる。(日本経済新聞 平成 24 年 1 月 31 日)

- アメリカ、ニュージャージー州の事例では、カジノによる収益を多様な分野で活用されていることが分かる。

国・地域	税・基金の内容	課税権・配分	税金の用途の例
アメリカ ニュージャージー 州	ゲーム収益税	州税	〈特定目的〉 障害者福祉 83% 公共交通プログラム 6% 文化・教育振興 5% 州政府の監督・管理 4% 地域開発 2%
	代替投資課税		地域の再開発への投資
	カジノパーキング課税		市の施設改善
	奢侈税・観光促進税	市税	コンベンションセンターの建設資金

(出典)「地方自治体カジノ研究会研究報告書(平成 16 年 3 月)」地方自治体カジノ研究会

#### □ 沖縄統合リゾートモデルにおける経済効果

- 県内に統合リゾートを導入した場合の経済効果について、複数のバリエーションについて平成 22 年度に試算を行っている (p 7 ~ 8 参照)。

事業規模	MICE誘致型		アミューズメント・リゾート	
	①郊外リゾート型	②周辺施設連携型	①郊外リゾート型	②周辺施設連携型
オープン時期(仮定)	平成32年(2020年)			
沖縄統合リゾート来訪者数(県内容含む)	4,900,000人			
敷地面積	330,000㎡	260,000㎡	430,000㎡	210,000㎡
概算事業費	1,067億円	971億円	1,615億円	1,061億円
滞在機能客室数	2,600室	1,000室	2,000室	1,000室
沖縄統合リゾート直接雇用者数	7,000人	4,200人	9,100人	6,100人
統合リゾート全体収益	224億円	107億円	204億円	138億円
統合リゾート売上計	1,191億円	772億円	1,392億円	977億円
統合リゾート費用計	967億円	665億円	1,188億円	839億円
生産誘発効果 (波及源泉+1次+2次)	3,888億円	3,016億円	5,197億円	3,519億円
雇用誘発効果(万人)	4,0880人	30,932人	53,619人	36,483人
国への納付金(カジノ税)	14億円	10億円	6億円	6億円
地方公共団体納付金	48億円	32億円	20億円	20億円
税金	98億円	47億円	88億円	61億円
国税	67億円	32億円	61億円	42億円
県税	23億円	11億円	20億円	14億円
市町村税	8億円	4億円	8億円	5億円

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)を基に作成

## 慎重な意見

### □ 試算どおりの効果が期待できるのか

- 沖縄統合リゾートモデルについては、県内に導入する場合のイメージを県民が構築しやすいように提示したものの、試算された規模の経済効果が実際に生まれるのか。  
⇒沖縄統合リゾートモデル構築時の試算方法に基づき、平成 22 年度以降の県を取り巻く外部環境・内部環境を考慮しつつ、経済効果の見直しを行うことが望ましいが、統合リゾート整備のための法律案における仕組みやカジノ税率などを踏まえ、導入時期、立地条件など諸要件について明確な設定が可能となった段階で試算を行うことが効果的である。

- 経験豊富な県外出身者の雇用が大半を占めるおそれはないか。  
⇒新たな雇用の創出は、県内に統合リゾートを導入する場合の大きなメリットの一つと考えられており、事業者と協定を締結する際に、地元からの一定の雇用を条件に付するなどの対応も必要になってくると思われる。

ただ、統合リゾート施設のうちカジノ施設におけるディーラーなど、備えるべき専門的な技術を学ぶ環境が国内に十分整っていない職種については、導入当初は県外出身者の雇用が多くなることが予想される。

### □ 機能集約に伴う周辺産業への影響

- 統合リゾート内にあらゆる機能を集約させることによる周辺の産業への影響が懸念される。  
⇒立地形態が、沖縄統合リゾートモデルにおける「郊外リゾート型」「周辺施設連携型」のどちらを採用するか、また、統合リゾート内にどのような施設が導入されるかにもよるが（p 6 参照）、その導入にあたっては、県内産業に配慮しながら進めていく必要がある。

## (3) 統合リゾート導入における可能性

### (3)－①ビジネスとしての可能性はあるか

#### 肯定的な意見

#### □ 海洋リゾート地におけるカジノの実例

- 沖縄統合リゾートモデルは、「海」を活かした国際的海洋性リゾートをコンセプトにしているが（p 9 参照）、同様に海に囲まれたリゾート地としての先行事例のひとつとして、スペインのマヨルカ島がある。以下は、マヨルカ島においてカジノを運営する事業者によるコメントである。

統合リゾートシンポジウム「沖縄統合リゾートの可能性と課題」（平成 25 年 2 月 6 日）

（ネルピオングループ会長兼 CEO ミゲル オルティス - カニャパテ氏の発言より）

- マヨルカには（かつて）カジノという伝統はなく、そこに観光という魅力を付け加えるという、統合型観光開発の一貫としてのカジノになっている。おそらく、マヨルカのカジノが、スペインでは唯一の IR 型で、面積は 50,000 m<sup>2</sup> の敷地にあり、建築面積は 5,000 坪になる。また、海に面しており、ビーチクラブ等のスポーツ複合施設、レストラン、プール、リラクゼーション施設、宴会場、会議施設等もある。

- 法が整備されていない等の理由により、事業者が統合リゾートの開発地域を検討する上で重視すると思われる諸要件（本章第2節参照）を十分に示せない現状においては、沖縄統合リゾートの実現性や沖縄への進出意向について把握することは困難である。このような状況のなか、今年度の欧州事例視察をきっかけに、スペインのカジノ運営事業者を2月のシンポジウムの基調講演の講師として招聘し、事業者の生の声を聞く貴重な機会を得ることができた。

#### 統合リゾートシンポジウム「沖縄統合リゾートの可能性と課題」(平成25年2月6日)

(ネルピオングループ会長兼 CEO ミゲル オルティス - カニャパテ氏のシンポジウムにおける発言より抜粋)

- 観光開発にはエコ、文化、ショッピング、アドベンチャースポーツ、グルメ、夜のエンターテインメント等、各々を中心とした様々なものがありますが、全ての素材を活かすべきだと思います。少しでも沖縄について認識のある私からすると、沖縄にはそれら全ての要素を活用出来るチャンスがあると考えています。もし、足りない部分があるとすれば、エンターテインメントや夜の娯楽、外国語教育等があり、特に英会話が出来るようになると良いと思います。
- また、外洋船が寄港できるように大きな港を整備する必要もあります。そうすると、海外からの富裕層のお客様が利用出来る大型のショッピングモールも必要になるでしょう。これらの施設に関しては県の政策のバックアップがあれば、後付けでも可能であるとは思いますが、それだけでは解決出来ない重要なものとして、安全性があり、沖縄はそれを持ち合わせています。
- その他、衛生的な街であり、十分な医療施設が整っている事も重要な要素になると思いますが、最も重要なのは沖縄の人の陽気で開放的な気質、またホスピタリティの高さだと思います。これらはスペインと共通しており、スペインが60～70年代に、観光立国として成功した要因であると考えます。

### 慎重な意見

#### □ 事業者の沖縄への進出意向

- 統合リゾートの整備にかかる法律が制定され、県内への導入について県民のコンセンサスが得られても、実際に進出する事業者がいなければ導入は実現しない。県の考える具体的な案を示し、事業者に対し沖縄への進出意向について聴取する必要がある。
- ⇒県では、県内への統合リゾート導入について、国の動向等を踏まえつつ検討することとしており、税率や開発規模等必要な要件について示されていない現段階においては、沖縄統合リゾート開発の可能性について、事業者が判断するための具体案を県として十分に示せる状況になく、事業者への聴取が困難な状況である。

#### □ 沖縄統合リゾートの採算性

- 沖縄に統合リゾートを導入する場合、市場規模の大きい東京や大阪などの大都市と異なり、採算性の面で厳しいのではないか。

⇒IR議連において検討されてきた統合リゾートの整備にかかる法律案における統合リゾートの考え方は、民設民営である。

開発にあたり、事業者は法の規定（カジノ税率など）、地方公共団体から提示された条件等を踏まえつつ、採算の取れる施設設計を行うことになる。

施設の規模により、創出される雇用者数や税収に変動は生じるものと思われるが、開発地域の諸要件を考慮しつつ、事業者は弾力的に自ら採算の取れる範囲内で開発を行うものと考えられる。

統合リゾートシンポジウム「沖縄統合リゾートの可能性と課題」(平成 25 年 2 月 6 日)  
(シンポジウムの質疑応答におけるオルティス氏の発言より抜粋)

質問者)実際に沖縄に投資的な魅力があると思うか。

オルティス氏)具体的に沖縄に投資してくれる事業者については今から指摘する2つの要素にかかると思う。カジノにかかる税が何%に設定されるのか、そして中国人がビザなしで入場できるような法的措置がとられるのか。中国人がビザなしで入れるかによりカジノの規模は変わるが、中国人がビザなしで入れないにしても沖縄でのIRプロジェクトは大きな意味を持つと思う。IR開発で日本人観光客が増えるだけでなく、台湾、韓国、ベトナム、マレーシア、フィリピン、シンガポールから観光客が見込まれるからである。ですから中国人が入場できる、できない、どちらにしてもIR開発に興味を示す海外の事業者はいると私は思う。もちろん中国人が入らないと規模は小さくなると思うが。

#### □ 国内における大都市型統合リゾートとの競合

- 東京や大阪など市場規模の大きい大都市圏に統合リゾートができた場合、対抗できないのではないか。

⇒カジノを単体で考えるのではなく、統合リゾート内に導入される施設の一つとして捉えなければならない。周辺住民による来訪も十分期待できる大都市型の統合リゾートとは異なり、沖縄統合リゾートにおいては、国内観光客及び外国人観光客が主な顧客となるため、海などの自然、文化、歴史など、沖縄の持つ魅力を十分に活かしつつ、多様なニーズに対応できる統合リゾートを開発することで、いかにより多くの観光客を呼び込むことを考えることが不可欠となる。

#### 【参考】

次項の資料は、県の平成 23 年度事業の中で開催したシンポジウムにおける事例報告「世界水準の観光地整備について～国際的観光地に飛躍させるヒント～」(講師: ㈱博報堂 栗田朗氏)からの抜粋であり、「博報堂生活者意識調査」における結果である。

【日本で想定されるカジノのタイプ】

■マーケット特性

<b>大都市型</b>	<p>■大都市型 &lt;大都市に隣接した地域に開設される大規模複合化型カジノ&gt;</p> <p>カジノ・ゲーミング機能に加えて、世界的に有名なホテル、ワールドクラスの多彩なエンターテインメントを提供するシアター、三ツ星クラスの有名レストランでの飲食、高級ブランドショッピングモール、大規模なコンベンション施設等を利用できます。 ※海外では「ラスベガス」などがこのタイプです。</p>
<b>リゾート型</b>	<p>■リゾート型 &lt;ビーチリゾートや高原リゾート等の有名リゾート地域に開設されるカジノ&gt;</p> <p>海外からの観光目的の人たちも集客できる滞在型有名リゾートでの豪華なリゾートホテルでのカジノ・ゲーミングに加え、リゾートならではのメニューも楽しめるレストランでの飲食、様々なスポーツ施設、リゾート特有のスキューバダイビング、カヌー、フィッシング等の新しい体験もできます。 ※海外では「モナコ」「カンヌ」「ニース」などがこのタイプです。</p>
<b>温泉/奥座敷型</b>	<p>■温泉型/大都市奥座敷型 &lt;有名老舗温泉に開設されていくカジノ&gt;</p> <p>大都市の奥座敷ともいえる伝統のある有名温泉でのホテル・旅館での宿泊、老舗温泉街ならではの御膳料理や土産物、そして温泉の効能を中核としての多彩なスパ施設、歴史的な建造物や博物館、美術館等の文化的な機能も楽しめます。 ※海外では「バーデンバーデン」などがこのタイプです。</p>
<b>テーマパーク型</b>	<p>■テーマパーク隣接型 &lt;有名テーマパークに隣接したカジノ&gt;</p> <p>家族全員で遊べる多彩なエンターテインメントやアトラクション、イベント等で構成されているテーマパークの機能、そこに隣接するアーバンリゾート型のホテル施設、多彩な飲食体験としてテーマパークならではのオリジナル食品のショッピングを楽しめます。 ※海外では「マレーシアダゲティングハイランド」などがこのタイプです。</p>
<b>空港型</b>	<p>■空港型/空港隣接型 &lt;空港内あるいは空港隣接エリアに開設されるカジノ&gt;</p> <p>空港内、あるいは空港隣接エリアに開設されますので、空港の様々な機能、例えば、免税品の購入、空港内の様々なショッピング、レストランでの飲食、隣接したホテルでの宿泊が利用できます。また、空港周辺に立地することの多いゴルフ場の利用にも便利です。 ※海外では「オランダスキポールエアポート」などがこのタイプです。</p>

【生活者の求めるカジノ・エンターテインメント】

■最も行ってみたいカジノは「リゾート型」で 60.2%

【候補地別利用意向】

■お台場について利用意向の強い沖縄では 24.5%

【候補地別利用意向(来場意向者のエリア構成比)】

■地元以上に首都圏からの来場意向が強い沖縄では関東地方から 37.9%

【候補地別予想滞在期間と相応しいカジノのタイプ】

■沖縄は予想滞在期間が最も長く2泊以上が 89.1%

■ふさわしいカジノタイプは「リゾート型」で 90.9%

(出典)平成 23 年度カジノ・エンターテインメント検討事業報告書(平成 24 年 3 月沖縄県)より抜粋

### (3)－②アジアの他施設との競合は可能か

#### 肯定的な意見

##### □ 独自性ある統合リゾートの検討

- 日本、特に沖縄がもつ自然、歴史、文化、地理的特性、安全・安心などの優位性を活かしながら、統合リゾートとしての規模や投資額、利用者層について、先行地域との差別化をいかに図るかが重要である。

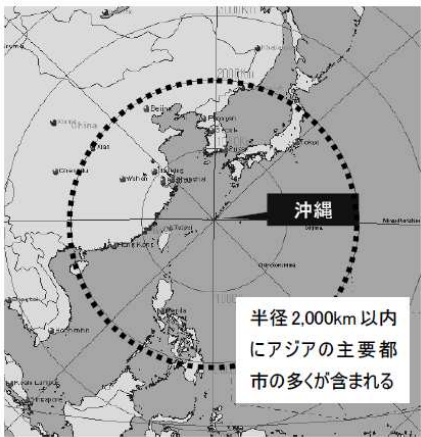
##### (沖縄の優位性)

- 沖縄は、地理的な優位性として、東アジアの中心に位置し、那覇を中心とする半径2,000km以内にアジア各国の主要な都市の多くが包含される。
- 平和・交流、健康・長寿、芸能・文化、自然環境などの世界に向けて発信すべきテーマを豊富に有している。
- サンゴ礁に囲まれた海岸線や亜熱帯の個性ある植物相など、優れたロケーションを有する。
- イチャリバ・チョーデー(出会えば兄弟)の言葉に表されるように、大らかで出会いを大切にするというホスピタリティに富んだ人間性を持つ県民性。
- 日本の安心・安全、信頼性、治安のよさ。

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテインメント検討事業報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)より抜粋

図表 沖縄の優位性について

テーマ	沖縄の優位性
平和・交流 =Love&Peace	「平和」を考える上で意義のある場所 ・武器を持たない守礼の邦の歴史 ・おおらかな県民性とホスピタリティ ・沖縄戦での多大な被害と復興 ・米軍基地の存在と国際平和
健康・長寿 =Wellness	長寿の秘訣、癒しの空間、ウェルネスアイランド ・長寿を育んだ環境や文化(元祖スローライフ) ・学術的に注目を浴びる食文化や精神世界 ・年中温暖な気候、スポーツキャンプの実績 ・質の高いホスピタリティ、ヒーリング効果
芸能・文化 =Entertainment	「伝統芸能とチャンプルー文化」 ・冊封使を歓待した独自の伝統芸能 ・地域の祭祀とともに根付く伝統芸能 ・多様な世界観の融合するチャンプルー文化 ・言語を越えたコミュニケーション
自然環境 =Ecology	自然環境の保全と共生を考える最適フィールド ・世界有数のサンゴ礁と海浜景観 ・東洋のガラパゴスと呼ばれる多様な生態系 ・自然環境の保全と再生・創造等の技術開発



半径2,000km以内にアジアの主要都市の多くが含まれる

■ 沖縄 MICE の7つの魅力  
(沖縄観光 WEB サイト「おきなわ物語」より)

- 1.参加者が元気になる！
- 2.非日常性を楽しめる！
- 3.安心・安全・快適！
- 4.アクセス便利！
- 5.充実した MICE 施設
- 6.多種多様な観光素材と MICE コンテンツ
- 7.多彩な MICE 開催支援メニュー

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテイメント検討事業報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)

### 慎重な意見

#### □ 先行地域の規模を上回るものでなければならない

- ・ マカオやシンガポールなどの地域と対抗するためには、そうした先行地域の施設を上回る規模のものでなければ競合できないのではないか。

IR開業時の初期投資規模(例)	マカオ	44億USドル(約3,600億円) ※サンズ・コタイ・セントラル
	シンガポール	55億USドル(約5,225億円) ※マリーナ・ベイ・サンズ

⇒統合リゾートを導入する場合、沖縄がもつ自然、歴史、文化、地理的特性などの優位性を活かし、先行地域との差別化を図ることで集客を図る必要がある。

⇒統合リゾートの規模については、見込まれる来場者数やカジノ税率、受入体制の整備状況などを踏まえつつ、採算性を考慮し検討する必要がある。平成 22 年度カジノ・エンターテイメント検討事業における沖縄統合リゾートモデルの試算上、規模は 971 億円～1,615 億円となっているが、事業者の求める投資回収期間や具体的な導入時期、カジノ税率等を踏まえ、事業者が判断しやすい形の試算が必要となると思われる(本章第2節「事業者の視点から見たビジネスの可能性」参照)。



## □ 受入体制の整備

- 統合リゾートへの新規観光客を迎え入れるにあたり、交通インフラや国際的な人材育成などの受入体制が十分に整っていない。

⇒受入体制の整備については事業を進めている段階である。

### ■ 那覇空港増設滑走路の整備、那覇空港新国際線旅客ターミナルビルの整備

那覇空港の第2滑走路の整備については、2013年度(平成25年度)政府予算案で137億円が追加で盛り込まれた。工事については、2014年1月から着工し、2019年(平成31年)末の工事完了予定となっている。現在の滑走路に平行する形で沖合に展開。現滑走路と新滑走路の間隔は1,310メートルで、新滑走路は2,700メートルを予定している。この第2滑走路建設の総事業費は約1,980億円と見積もられている。

なお、那覇空港では、国際線旅客が増加していることから、利便性向上のためターミナルビル会社の国際線旅客ターミナルビル移転、拡張とあわせ、関連するCIQ施設、エプロンなど国際線ターミナル地域の再編、整備も行う。

(出典)「平成25年度予算決定概要 航空局」、国土交通省

## (4) 統合リゾート導入に伴う懸念事項

### (4)－①ギャンブル依存問題

#### 肯定的な意見

#### □ 海外事例を参考としたリスク対策

- ギャンブリングへの過度ののめり込みを防ぐため、他国において実施されている以下のようなリスク対策の事例を取り入れることで未然防止に努め、併せて、国が徴収する入場料や地方公共団体への納付金等を、依存症相談機関等の運営費に充当するなど、依存問題への事後対策が講じられることが検討されている。

○本人や家族、第三者からの申請に基づく顧客排除プログラムの実施

○内国人に対する利用時間の制限、入場料の賦課等

○域内へのATM設置や金銭貸付の禁止

○依存状態にある利用者の特定化、対処のためのカジノ従業員教育等の徹底

#### □ ギャンブリング問題の影響は限定的

- カジノ導入による依存関連問題の影響の強さは、カジノの施設形態、運営形態や規模、設置地域などによって大きく異なると考えられる。特に利用者をどのように設定するかによって、地域への影響は大きく異なる。
- カジノ導入により最も懸念されるのは、カジノ内での新たなギャンブリング問題の発生よりも、カジノ熱による地域のギャンブリング行動の増加による依存関連問題である。しかしながら、この問題はカジノ熱の時間経過による終息や風営法等による地域の過度のギャンブリング活動の抑制により、長期的な影響は限定的であると考えられる(本章第3節参照)。

### 慎重な意見

#### □ ギャンブル問題の拡大への懸念

- ギャンブル問題は、国や文化、ギャンブルの種類が異なる調査であっても有病率は2～5%である（本章第3節参照）。カジノを導入することで、新たにギャンブル依存に陥るケースが懸念される。

#### □ 県民のカジノ施設への入場規制

- 施設周辺の住民による過度ののめり込みのおそれがある。  
⇒「沖縄統合リゾートモデル」については、平成19～20年度におけるカジノ・エンターテインメント検討委員会で議論された内容を踏まえ、県民の入場を規制する形で試算等が行われている。
- ⇒県民が入場を規制された場合は、カジノ利用者は県外客に限られるため、通いつめるという状況は生まれにくくなる。
- ⇒県民も入場できるとした場合、どの程度の県民がカジノに関心を示すのかを現時点で想定することは困難であるが、例えばパチンコについては、沖縄県が全国で最も参加率が低いというデータもある（本章第3節参照）。

#### (4)－②その他の懸念事項

### 肯定的な意見

#### □ 合法化することによる法的対策の実施

- 現在は、統合リゾートにかかる法整備が行われていないために暴力団等組織悪の介入などに対して懸念されている。しかし、法整備が行われることで、それらの懸念事項への対策について法的な措置を取ることが可能となる。

#### 〈現在検討されている推進法案〉

##### 第1節 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針

第10条 政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止及びカジノ施設による有害な影響の排除を適切に行う観点から次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 一 カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準の制定に関する事項
- 二 カジノ施設において行われるチップその他の金銭の代替物の適正な利用に関する事項
- 三 カジノ施設関係者及びカジノ施設の入場者から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項
- 四 犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営を行う者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項
- 五 風俗環境の保持等のために必要な規制に関する事項
- 六 広告及び宣伝の規制に関する事項
- 七 青少年の保護のため必要な知識の普及その他の青少年の健全育成のために必要な措置に関する事項
- 八 カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い悪影響を受けることを防止するための必要な措置に関する事項

##### 第2節 カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務

カジノ管理委員会は、カジノ施設関係者に対し許可、認可、免許その他の処分並びにカジノ施設の監視及び管理を行う機関として、別に法律で定めるところにより内閣府の外局として置かれるものとし、前節に規定する措置及び施策のうちカジノ施設における秩序の維持及び安全の確保に係るものの円滑な実施を確保することを任務とする。

**慎重な意見**

## □ 青少年への悪影響への懸念

- ・ カジノを含む統合リゾートの導入に伴い、地域の青少年の射幸心を煽り、また、一攫千金の考え方が勤労意欲や勉学意欲を低下させるのでは、との懸念が指摘されている。
- ⇒上記の対策については、以下のようなものが考えられる。

## 《青少年への配慮》

- ・ 青少年のカジノ場への立入、入場、ゲームへの参加規制
- ・ 青少年を見極めるための厳格な本人確認等のチェック
- ・ カジノ場に関する広告の規制
- ・ 高校生、大学生への予防教育活動

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)

## □ 暴力団等組織悪介入への懸念

- ・ 暴力団がカジノに直接・間接的に関与したり、カジノのもたらす収益が暴力団の資金源になる、などの懸念が指摘されている。
- ⇒上記の対策については、以下のようなものが考えられる。

## 《暴力団等組織悪介入への対策、犯罪の防止策》

- ・ カジノ場内外における警備、監視の徹底
- ・ カジノ運営において、暴力団や犯罪歴がある等適切でない法人や個人を排除
- ・ カジノ運営希望者は国の認証を取得することを要件とし、国の認証取得者についても事後違法行為等があれば認証を剥奪
- ・ 国や警察との連携・協力・調整体制の構築、不正排除、暴力団等の介入阻止
- ・ 監視カメラによるゲーム進行の常時監視、映像記録の一定期間保持の義務づけ

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)

## □ 地域環境への影響への影響

- ・ 統合リゾート設置地域における昼夜にわたる騒音、風紀の乱れ、教育環境等への影響が懸念されている。
- ⇒上記の対策については、以下のようなものが考えられる。

## 《地域環境への影響への対策》

- ・ 警察、教育、保健衛生、金融等の組織で構成する地域環境管理委員会の設置

(出典)「平成 22 年度カジノ・エンターテインメント検討事業調査報告書」(平成 23 年 3 月沖縄県)

## 2. 事業者の視点から見たビジネスの可能性

統合リゾートの開発を行ううえで、カジノ運営事業者は、その地域が開発に必要な要件をどの程度備えているかを判断することとなる。また、開発には多額の民間資本が投入されることとなるが、事業者がその資金調達を行う際には、当該地域が備える諸要件を踏まえつつ、十分採算が取れる規模の施設設計を行うこととなる。

本節では、統合リゾート開発を行うにあたり事業者が特に重視すると思われる要件について、Web サイトにより公開されている事業者の情報や報告書類などをもとに整理するとともに、統合リゾートの採算性について、標準的な事例と平成 22 年度にとりまとめた沖縄統合リゾートモデルとを比較することで、県内に統合リゾートを導入する場合のビジネスモデルとしての可能性を検討する。

### (1) 交通アクセス

安定した集客を維持するうえで、空港などの交通インフラの整備のほか、目的地までのスムーズな移動手段の確保が極めて重要となる。

#### 交通インフラとしての空港整備

- 各国都市における海外からの受け入れの起点となるハブ機能が充実した国際空港のインフラ整備、規模・収容能力等を備えている。
- 海外からの観光客等を受け入れるため 24 時間営業サービス提供が基本である。
- 市街地や統合リゾート施設との距離、所要時間が短いか、スムーズなアクセスが可能となる移動手段が整備されていることなどが統合リゾート導入の好条件とされている。
- 那覇空港の乗降客数は 1,452 万人（平成 22 年度）であり、滑走路は 1 本（3,000m）である。

#### ○事例1 <チャンギ国際空港(シンガポール)>



- 24 時間営業、官民共用。
- 平成 24 年の乗降客数は 5,118 万人であり、滑走路は 3 本（4,000m × 2 本、2,750m × 1 本）である。
- 100 以上の航空会社が週あたり 6,100 便を運行、200 都市 60 カ国以上に就航している（2012 年）。
- 中心地から 17.2 km (10.7 mi) 北東に位置する。
- マリーナ・ベイ・サンズは空港から南西約 20km、車で約 25 分のところに位置し、リ

ゾート・ワールド・セントーサは空港から南西約 24km、車で約 35 分の位置にある。

- 国内の移動については、高速道路やわが国の地下鉄や通勤路線に相当する MRT (Mass Rapid Transit) 等の公共交通機関の利用を促進、自動車保有及び都心部への流入の規制などが行われている。

### ○事例2 <マッカラン国際空港(アメリカ・ネバダ州)>

- 24 時間営業、郡営。
- 平成 20 年の乗降客数は 4,407 万人であり、滑走路は 4 本 (2,739m、2,979m、4,423m、3,208m) である。
- 多くのリゾート施設が並ぶラスベガス・ストリップまでは約 3 キロ (車で 10~20 分)
- 40 を超える航空会社が就航。1 日当たりのフライト発着数は 1,100 を上回り、全米 100 都市以上から直行便が乗り入れる。
- ラスベガスモノレールのマッカラン国際空港への乗り入れが計画されている。



マッカラン国際空港(アメリカ・ネバダ州)

### ○事例3 <マカオ国際空港(マカオ)>

- 24 時間営業、滑走路は 1 本 (3,420m)。
- 空港自体が小さいので大空港に必要なターミナル間の移動というロスもなく、空港のあるタイパ島内のホテルであれば海外から到着後、短時間でチェックインすることができる。
- 多数の国際線が就航する香港からも、フェリーで 45 分でマカオにアクセスできる。

## (2) 独自の観光資源

他地域の統合リゾートとの差別化を図る観点から、独自の観光資源を有していることもまた統合リゾート開発において重要な要素となる。

### 日本が有する歴史・自然・文化等の観光資源としてのポテンシャル

- 四季折々の風景や歌舞伎などの伝統芸能、日本食やおもてなしの心、高度な科学技術など、日本には、観光資源として外国人観光客の目を惹く要素が十分に存在していると考えられる。
- こうした日本独自の観光資源を統合リゾート開発のなかで有効活用し、他地域の統合リゾート施設と差別化を図ることが求められる。
- 更に沖縄については、東アジアの中心に位置し、那覇を中心とする半径 2,000km 以内

にアジア各国の主要な都市の多くが包含されるという地理的優位性を有するほか、世界有数のサンゴ礁と海浜景観、多様な生態系、長寿を育んだ環境や食文化、独自の伝統芸能やおおらかな県民性とホスピタリティなどの優位性を有している。

### ○事例1 <自然の活用(スペイン)>

- 自然景観、気候風土などをロケーションに最大限活かし、美しい景観を背景に施設を組み合わせることが、特に離島リゾート地においては効果的であり、自然環境を維持管理することで、あらゆる階層の観光客等の要求に応えることが可能である。
- 富裕層の誘客の観点から、プライベートビーチの存在は大きい。
- カジノ施設が存在するスペインのバスク自治州内には、ユネスコ登録されている豊かな自然環境が残っており、自治州内には 10 ヶ所の自然公園があり、252km にわたる自然豊かな海岸線の一部では、サーフィンも可能であり、スポーツ観光の目玉である。
- スペインのマヨルカ島にはブルーフラッグ (EU 圏内におけるビーチ認証制度の最高ランク) に認証されたビーチが 42 ヶ所ある。また、同島のカラビーニャス地域にはニキビーチという世界で5ヶ所しかないセレブ専用の会員制ビーチが整備されている。



スペイン マヨルカ島、プロムナード、島内のプライベートビーチ

### ○事例2 <エンターテイメント(モナコ)>

- 年間をとおして国際的エンターテイメントの開催による誘客戦略を観光リゾートに関わる様々な業界が一体となり取り組んでいる。
- 例えば、モナコでは富裕層の中でカジノ等のギャンブルに興味がない人が大半であるということから、これらの観光客にも楽しんでもらえるため芸術や文化振興に注力するようになりオペラやオーケストラを用いた芸術音楽が開花した。現在はさらにジャズ・フェスティバルやスポーツとしての F1 レース誘致や競馬競技等が開催されている。様々な芸術や文化活動に対し後援にカジノの収益が充てられる。



グラン・カジノ、F1 グランプリ、オペラ・ド・モンテカルロ